

○大津市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則

平成15年3月3日

規則第13号

改正 平成17年 3月28日規則第20号

平成28年 3月31日規則第28号

令和 4年 3月31日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市犯罪被害者等見舞金支給条例（平成14年条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（犯罪被害者等見舞金を支給しない場合）

第2条 犯罪行為が行われた時において、被害者又は条例第4条第1号の第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「被害者等」という。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、条例第6条第1号又は第3号の規定により犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

（1） 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

（2） 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

（3） 3親等内の親族

（4） 同居の親族

第3条 犯罪被害について、被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、条例第6条第2号又は第3号の規定により犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

（1） 当該犯罪行為を教唆し、又は^{ほう}助ける行為

（2） 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

（3） 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

第4条 被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、条例第6条第3号の規定により犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

（1） 当該犯罪行為を容認していたこと。

（2） 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと（その組織に属していることが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認めら

れるときを除く。)。

- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合における遺族見舞金の支給)

第5条 既に傷害見舞金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。

(支給の申請)

第6条 条例第8条第1項の規定により遺族見舞金の支給の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、大津市遺族見舞金支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(3) 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(4) 申請者が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(5) その他市長が必要と認めた書類

2 条例第8条第1項の規定により傷害見舞金の支給の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、大津市傷害見舞金支給申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(1) 医師又は歯科医師の診断書

(2) その他市長が必要と認めた書類

(犯罪被害者等見舞金の支給等の決定の通知)

第7条 市長は、条例第9条の規定により犯罪被害者等見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定をしたときは、速やかに大津市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第20号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第19号）

この規則は、令和4年3月31日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

大津市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書

年　月　日

大津市長 様

申請者 氏 名

住 所

被害者との続柄

電話番号

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例第8条第1項の規定により、遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪が行われた日時		年　月　日　午前・午後　　時ごろ		
犯罪が行われた場所				
被 害 者	ふりがな			男・女
	氏名			
	生年月日	年　月　日生		
	住所			
	死亡年月日	年　月　日		
被害の発生状況				
取扱捜査機関		都道府県		警察署
他の第1 順位遺族	氏名	被害者との続柄	住所	
添付書類				
(1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類				
(2) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類				
(3) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類				
(4) 申請者が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していた者であるときは、その事実を認めることができる書類				
(5) その他()				

様式第2号(第6条関係)

大津市犯罪被害者等見舞金(傷害見舞金)支給申請書

年　月　日

大津市長 様

申請者 氏名

電話番号

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例第8条第1項の規定により、傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪が行われた日時	年　月　日　午前・午後　　時ごろ		
犯罪が行われた場所			
被 害 者	ふりがな		男・女
	氏名		
	生年月日	年　月　日生	
	住所		
被害の発生状況			
傷害の部位及び状態			
取扱検査機関	都道府県	警察署	
添付書類 (1) 医師又は歯科医師の診断書 (2) その他()			

様式第3号(第7条関係)

大 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

大 津 市 長 印

大津市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書

年 月 日付けで申請があつた**遺族見舞金**の支給については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給します 見舞金の額 円

2 支給できません
理 由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。